

大城労務管理事務所 TEL(098)866-8431  
(社労士・行政書士部門)  
㈱大城マネジメント研究所 TEL(098)866-8524  
(経営士部門)  
〒900-0004 那覇市銘苅1-11-12 OMCGビル2F  
HP:omc-group.jp/ FAX(098)866-8496

# OMCG ニュースレター

労働保険事務組合  
沖縄中小企業労働福祉協会  
経営者・事業主の方も労災保険に  
特別加入できます。  
TEL(098)866-8489 / FAX(098)866-8496

## 個人情報保護法が改正されます

平成17年4月に全面施行された個人情報保護法が今回改正され、平成29年5月30日から改正個人情報保護法として全面施行されることになりました。  
今回は、個人情報の改正点と事業者求められる対応について解説致します。

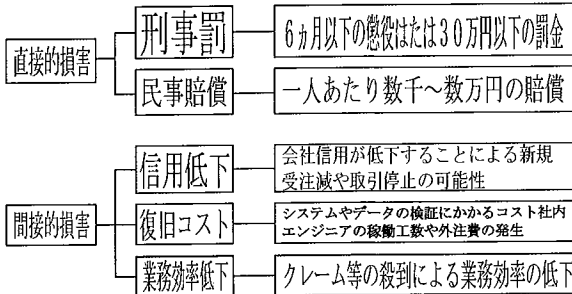
### 個人情報保護法について

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行されました。  
その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用

### 改正のポイント

1、定義の明確化  
① 個人情報の定義の明確化  
特定の個人の身体的特徴を変換したものは、特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する必要があります。  
② 要配慮個人情報  
本人に対する不当な差別又は、偏見が生じないよう、人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人の同意を得て取得することが原則義務化となります。  
③ 個人データベース等の除外  
個人情報データベース等から利用目的からみて、個人の権利利益を害するおそれがないものは除外することが可能となります。  
④ 小規模取扱事業者への対応  
取り扱う個人情報が一万人以下の事業者も今回の法改正により適用事業所とな

図1 個人情報漏えいによる事業所の損害



ります。  
2、適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保  
① 匿名加工情報  
特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取り扱いについての規律を設ける必要があります。  
② 利用目的の制限の緩和  
変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、個人情報の利用目的を変更することが可能となります。  
③ 個人情報保護指針  
認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見を聴くことにも、個人情報保護委員会に届出する。  
3、個人情報の流通の適正さを確保  
① オプトアウト規程の厳格化  
オプトアウト規程による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出しなければなりません。  
② トレーサビリティの確保  
受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存しなければなりません。また、提供者も受領者の氏名を記録し、一定期間保存する必要があります。  
③ データベース提供罪  
業務に関して取り扱った個人情報データベース等を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、盗用する行為の処罰規定が新たに設けられました。

## 4、個人情報保護委員会の新設

現行の主務大臣の有する権限を個人情報保護委員会に集約し、立ち入り検査の権限等が追加されました。

## 5、個人情報の取扱いのグローバル化

① 外国事業者への第三者提供  
委員会の規則に則った方法、委員会が認めた国または本人の同意がある場合は外国への第三者提供が可能になります。  
② 国境を超えた適用と外国執行当局への情報提供  
日本在住者等の個人情報取得した、外国の個人情報取扱事業者についても本法が原則適用となります。また、執行に際して外国執行当局への情報提供が可能となります。

## 6、開示、訂正等、利用目的等

本人による開示、訂正等、利用目的等の求めは、裁判所に訴えを提起できる請求権であることを明確化しています。

## 事業所の対応

万が一、個人情報流出してしましますと、事業所にとっても重大な損害が発生してしまいます(図1参照)。このことから個人情報を取扱う事業所にはより一層管理の徹底が求められてくること予測されますので、この機会に各事業所でも個人情報の見直しを考えてみていかうか。

OMCGニュースレターは、無料で送付しております。不要の場合には、送付を中止致しますので、お手数ですがそのままFAXにてご返信願います。  
FAX 098-866-8496

## 助成金のご案内

- キャリアアップ助成金(正社員化コース)
- 職場定着支援助成金(雇用管理制度助成)
- 65歳超雇用推進助成金  
※助成金申請に必要な就業規則改正・作成行っています!
- 個人情報取扱規程作成

## 無期転換雇用への準備

■ 平成30年4月より有期労働契約者の無期転換が随時開始されます。  
契約期間が過算5年を超える社員がいる事業所は、就業規則への記載が必要になります。  
無期転換に関するお問い合わせは、  
㈱大城マネジメント研究所 TEL:(098)866-8524  
(佐渡山 比嘉 與座)まで